

## はじめに

国立大学法人及び大学共同利用機関法人（以下「国立大学法人等」という。）は、中期目標期間における業務の実績について、文部科学省の国立大学法人評価委員会（以下「法人評価委員会」という。）の評価を受けることとなっています。（国立大学法人法第31条の2第1項）

法人評価委員会は、この評価を行うに当たり、国立大学法人等の中期目標期間における業務の実績のうち、教育研究の状況についての評価（以下「教育研究評価」という。）の実施を独立行政法人大学改革支援・学位授与機構（以下「機構」という。）に対して要請し、その評価結果を尊重することとされています。

機構は、法人評価委員会からの第3期中期目標期間の教育研究評価の実施の要請（平成27年5月27日付け）を踏まえ、令和2年度に同法第31条の2第1項第1号に定める評価（以下「4年目終了時評価」という。）、令和4年度に同法第31条の2第1項第2号に定める評価（以下「中期目標期間終了時評価」という。）を実施しました。

機構が実施する教育研究評価は、教育研究の特性や法人の運営の自主性・自律性に配慮しつつ、国立大学法人等の教育研究水準の維持及び向上を図るとともに、その個性的で多様な発展に資するものです。さらに、評価に関する一連の過程を通じて、国立大学法人等の状況を分かりやすく示し、社会への説明責任を果たすものです。

この評価報告書が、国立大学法人等の教育研究活動等の改善に役立てられるとともに、各国立大学法人等が取り組んでいる教育研究活動等について、広く国民の皆様の理解と支持を得るための一助となることを期待します。

また、このたびの公表に際して、教育研究評価に種々ご協力いただいた評価者並びに国立大学法人等の関係各位に感謝申し上げますとともに、今後とも、機構の評価事業に対してご理解とご支援いただきますよう、よろしくお願いいたします。